



短期滞在者免税（183日ルール）とは

第333回

金井さん：みらい先生こんにちは。今度、当社の連結決算に向けた準備としてタイ子会社に3カ月の予定で出張することになりました。その間の私の給料に対する税金で注意すべきことはありますか？

みらい：タイ出張中の金井さんの給料は、本社(日本法人)と子会社のどちらが負担するのですか？

金井さん：今まで通り本社が負担すると聞いています。

みらい：それでしたら、「短期滞在者免税」の適用を受けられる可能性がありますね。

金井さん：「短期滞在者免税」とは何でしょうか？

みらい：国際税務の基本的な考え方として、給与所得に対する課税権は、実際に勤務を行う勤務地国(源泉地国)にあるとされていますが、源泉地国での滞在日数が短期間であれば、その期間の給料について源泉地国では課税しないという制度です。具体的な要件などは租税条約に定められています。

金井さん：一定の要件を満たせば、タイでの課税はなくて、日本だけでの課税になるということでしょうか？

みらい：その通りです。

金井さん：「短期滞在者免税」が適用されるための要件はどのようなもののでしょうか？

みらい：ポイントは3つあり、そのすべてを満たす必要があります。第一の要件は、滞在期間に関するものです。この要件は国によって若干異なっているので注意が必要ですが、金井さんの出張先のタイであれば、今年中(1月から12月)の滞在期間が180日を超えないこととされています。なお、この滞在期間は、多くの国は183日と定めているので、「短期滞在者免税」は一般的には「183日ルール」とも呼ばれています。

金井さん：私の場合3カ月の予定なので、この要件はクリアしていますね。ただ、作業の進捗(しんちよく)状況によっては出張期間が延長する可能性があります。その場合はどうなりますか？

みらい：仮に出張期間が延長されて、180日を超えてしまう場合には、短期滞在者免税の要件を満たさな

くなるので、当初の期間からタイで課税されることとなります。

金井さん：当初の期間の給与は日本で課税されていますよね。日本とタイの両方で課税されることになりませんか？

みらい：その場合には、外国税額控除という制度があります。ただ、手続きが少し面倒ですし、二重の課税が解消されないこともあります。180日を超えることが分かったら、早めに会社と相談してみてください。ちなみに滞在期間には入出国の日も含まれるので気を付けて下さい。

金井さん：ありがとうございます。残りの要件も教えてください。

みらい：第二の要件は給料が全額日本法人から支払われているということです。

金井さん：子会社から手当等を含め給与の一部でも支給されれば、この要件を満たさないということですね。

みらい：その通りです。第三の要件は、本社が金井さんに支払った給料を子会社が負担しないということです。

金井さん：良くわかりました。念のため本社に確認してみます。

みらい：租税条約にのっとった手続きが必要になりますが、現地の担当者にも確認して貰えばいいでしょう。それでは、タイでのお仕事頑張ってください。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内25拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)・バングラデシュ(ダッカ)
JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：<http://www.miraic.jp/>